

改革の経緯と取組について参議院事務次長に伺います。

○参事（岡村隆司君） お答えいたします。

参議院の在り方については、かねてから様々な指摘がなされ、改革の必要が議論されてきたところでございます。

参議院改革協議会は、昭和五十二年以来、一時を除き議長の下に設置され、各会派の議員により参議院の組織及び運営に関する諸問題について協議を行ってまいりました。

これまでの参議院改革の主な取組としましては、調査会制度の創設、行政監視委員会の設置、決算審査の充実、押しボタン式投票の導入などがございます。

以上でございます。

○吉川沙織君 今の答弁の中で、参議院の在り方については、かねてから様々な指摘がなされとございます。参議院は衆議院のカーボンコピーとやゆされた時期に、議会の先人が、各会派合意の下、衆議院にはない調査会を設置、その後、押しボタン式を導入し、この行政監視委員会を設置すること等を決めたものです。

では、直近の参議院改革協議会の報告書におけるこの行政監視機能の強化と規則の改正の内容について事務次長に伺います。

○参事（岡村隆司君） お答えいたします。

平成二十九年二月に設置された参議院改革協議会では、行政監察機能の強化、行政監視委員会の機能強化について協議、検討が行われ、昨年六月に報告書が取りまとめられ、議長に提出されました。この報告書では、行政監視機能の強化に議院全体として取り組むこととしております。

具体的には、新たな行政監視の年間サイクルの起点として本会議における政府報告聴取と質疑を行うこととし、これを受けて行政監視委員会は、通年的な活動を通じて行政監視の実施状況について取りまとめ、本会議に報告、必要に応じて政府に対する改善勧告を行うこととしております。

この報告書を受けて、昨年七月、行政監視委員会の委員の増員のほか、少なくとも毎年一回、行政監視の実施状況等に関し議院に報告することを内容とする参議院規則の改正が行われ、本年八月一日から施行されております。

以上でございます。

○吉川沙織君 今事務次長から答弁ございましたとおり、行政監視委員会は、参議院改革の一環として、参議院に期待される行政監視機能を向上させるとの明確な目的を持ち平成十年に設置され、参議院の行政監視機能の主翼を担うことが期待をされてまいりました。

設置当初は活発に行われていましたけれども、私の参議院議員として二期目最後の質疑は行政監

○吉川沙織君 立憲・国民・新緑風会・社民の吉川沙織でございます。

国会における行政監視とは、行政の誠実ではない活動、つまり行政による不当、不適正な活動を国会でただし、改善を促していくことであります。近年の公文書改ざん、障害者雇用増し、統計不正は残念ながら行政の不正そのものであり、この立法府が事実関係をたすことについては、与野党問わず、その機能の発揮であり、異論はないはずだと思います。その場合こそ、行政監視機能を有する立法府であり、まさにこの行政監視委員会ではないでしょうか。

行政監視委員会は、参議院改革によって平成十年に設置されました。そこで、これまでの参議院

視委員会でもございました。その五月二十日の委員会の中でも指摘申し上げましたが、直近七年間のこの活動は極めて低調でしたが、選挙を経て参改協報告書に基づいて新たな体制が整った今、新たな行政監視サイクルを具体化することが求められると言えらると思えます。

今答弁にもありましたとおり、冒頭で総務大臣から聴取した年次報告は、本来であれば本会議で報告聴取し質疑を行うべきでありましたが、せめて次期常会の活動においては、参議院規則改正により明確に規定された本会議報告に結実させるためにも、与野党問わず行政運営の改善を促すべく、本委員会における議論が回数を重ねて行われる必要があります。

平成二十七年七月、参議院本会議において全会一致で決議された政策評価制度に関する決議の一において、数値や明確な根拠に基づく評価を実施することを政府に求めています。しかしながら、政策立案の証拠、根拠となる文書が作成される段階で誤りがあったり、作成された後、適切に保存されずに破棄されたりしていれば、政府の意思決定過程や事務の合理的な跡付けが検証できなくなってしまう。

総務省行政評価局は平成二十九年九月に公文書管理に関する行政評価・監視の結果を公表しています。この調査は、保存期間が当時国会で再三取

り上げられていた保存期間一年未満の行政文書の管理状況等は対象外であったものの、全府省に対し総務大臣から勧告がなされ、そのフォローアップとして平成三十年十二月二十六日に一回目の改善措置状況の公表が行われています。

この改善措置状況というのは、一回目の後、二回目が行われるのが通例でございますが、二回目の改善措置状況の公表の見通しについて総務大臣に伺います。

○国務大臣（高市早苗君） 今委員がおっしゃったとおり、昨年十二月に各府省における改善措置の実施状況を取りまとめ公表しましたが、その内容は勧告した事項についておおむね改善が図られていると認識しております。

他方で、平成二十九年九月の勧告後、公文書管理について政府内において更に進んだ取組が行われました。特に昨年九月には内閣府に局長級の政府CROとその下に公文書監査室が設けられ、今年度には各府省に審議官級の各府省CROが新設されたということによって、新たな体制の下で公文書管理の徹底が図られることとなっております。このような状況でございますので、総務省としては、まだ始まったばかりの取組がございますから、当面これらの取組を注視していく考えでございます。

○吉川沙織君 二回目の公表時期はまだ分からない

い、注視をしていくという御答弁でしたけれども、また、あの勧告を受けて今取組が行われているということも御答弁いただきましたけれども、現状を見るに、政府が作成する文書の誤りや行政文書の不適切な保存は、政府が公文書管理の適正確保を表明された後も残念ながら頻発をしているような状況にあるのではないかと思っています。

証拠となる行政文書に不備や欠損があれば後の検証が不可能となります。公文書管理法は国の諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務を全うすることを目的としています。現状においてもその法の趣旨に反する文書管理が横行しており、説明責任の観点から問題があると思われま。

十月一日にスタートした幼保無償化に関しては、制度設計の綻びが随所に出ており、財源不足まで報じられているところですが、無償化の運営基準などを定めた内閣府令にもおおよそ考えられない数の誤りが発生しております。その総数のみ、内閣府副大臣に伺います。総数のみで結構です。

○副大臣（大塚拓君） まず、幼児教育、保育の無償化のために制定した内閣府令において多数の誤りがあったことは大変遺憾でございます。これにより関係者の皆様に御迷惑をお掛けしたことをおわびを申し上げます。

お問合せの総数であります。本年の五月三十一日に公布された内閣府令について、六月以降、

地方公共団体の職員等から両府令の誤りについての指摘があったこと等を踏まえ精査を行い、判明した総数が九十六か所ということでございまして、官報正誤により訂正したところとございまして。

○吉川沙織君 残念ながら、今回、五月三十一日に公布をされて、地方自治体の方からの指摘等によつて誤りが発覚をして、官報正誤によつてその措置を行つたことですが、二回これ官報正誤が行われています。二回目の官報正誤の内容について、自治体に情報提供をされたのが九月十九日、実際に官報正誤が行われたのが九月二十五日です。情報提供がなされてから、それを反映した条例案の作成作業を行い、内閣府令が正式に正誤措置されるまでは、正誤内容を反映した条例案を議会にかけることができなかつたのではないかと思われまふ。仮に、これ、制度スタートが十月一日でしたら、十月一日に間に合わせようとするならば、九月二十五日、二十六日、二十七日、土日を挟んで三十日の四日しか営業日はなく、その間に議会で議決できるかどうか甚だ疑問です。

一方で、私が提出した質問主意書に対する政府の答弁書では、政府は準備が間に合わなかつた例は承知していません。個別自治体の条例の審議状況まで総務省が全て把握しているとは思いませんけれども、議会での条例審議がこのような外形上の事実からすれば十分にはできなかつ

た可能性があることについての一般的な所見を総務大臣にお伺いいたします。

○国務大臣（高市早苗君） 地方議会というのは、条例の制定、改廃を審議して、当該地方公共団体の意思決定を行うという非常に重要な役割を担つております。ですから、国の制度改正に伴つて地方公共団体の条例の制定、改廃が必要となる場合には、十分な検討、議会審議が行われるように、できる限り余裕を持つて制度改正や地方公共団体への周知が行われることが望ましいと考えております。

これは、各府省庁において個別の事情に応じて適切に御対応をいただくべきことだと考えております。

○吉川沙織君 十分な周知期間があることが望ましいということ、周知の重要性等について一般論でお答えをいただきましたけれども、そもそもこの幼保無償化、二年前の総選挙のときに総理が政策パッケージとして発表したものですけれども、このような正誤が発生して、その負担は、最終的に、官報正誤九月二十五日に行われて十月一日には制度がスタートする、そのツケは残念ながら全て自治体に回ってきていることについて、政府の立場であられますけれども、地方自治を守る立場にある総務省として、総務大臣の御見解をお聞かせいただければと思います。

○国務大臣（高市早苗君） 地方公共団体が一定の事務を行うこととなります。国の制度設計に当たっては、法令の誤りがないことはもちろんのこと、制度の円滑な実施に向けて事務を行う地方公共団体が準備を遺漏なく進めることができるように、これも各府省庁において適切に御対応いただくべきことだと考えます。

○吉川沙織君 府省令に残念ながら誤りがあり、それを踏まえて誤つた条例が制定されれば、地方自治体が提供する住民サービスに影響が生じるおそれがあります。条例を制定した地方議会、その条例を踏まえて職務を執行する自治体には、住民に対し根拠とプロセスを説明する責任があります。今回のような府省令の規定の誤りであれば原因は国にあり、政府として説明責任を果たす必要があらうかと思ひます。

先ほど、内閣府副大臣から、内閣府令の誤り九十六か所という御答弁いただきましたけれども、九十六か所もの誤りが発生した理由について改めて副大臣に伺ひます。

○副大臣（大塚拓君） これは、多数の誤りが生じたことは、内閣府における作成過程において複数段階の十分な確認が行われなかつたことによるものであるというふうにご覧いただけます。

○吉川沙織君 確認が行われなかつたということではございますけれども、私は、十分な確認が行

われなかったというよりも、十分な確認が行える体制が現場にはなかったんじゃないかと思っております。

国として、内閣府令の誤りのある条文を引用する条例を制定し、もしかしたらそのまんなまになっている自治体があるかもしれません。これに関しては国の側の誤りでございますので、内閣府として把握する責任があるでしょうし、いつまでに調査し、どのような対応を講じるおつもりであるのか、内閣府副大臣にお伺いいたします。

○副大臣（大塚拓君） まず、先ほど、十分なチェックが行えなかったということでありますけれども、御指摘のように、複層的なチェックをする体制が法令作成部局及び審査部局双方において十分でなかったという結論に達しておりまして、これについては、十分な確認ができる体制をしっかりと準備をするということと、再発防止を徹底しているところでございます。

その上で、地方においてどのような状態になっているかということの実態把握ということでございますが、今、地方に御協力をいただきまして、条例の制定状況について、この誤りのある内閣府令を引用した条例の有無について調査をし、回答を今待っている、こういう状況でございます。

一応私どもで設定した調査期間、回答を返していただく期間というのが十一月二十九日というふう

うにしてございますので、この結果を踏まえてしっかりと取りまとめをしていきたいと、このように考えております。

○吉川沙織君 元々所管をされている内閣府自身が、この幼保無償化の制度設計の大事さ、分かっていたはずだと思います。なのに九十六か所の誤りが生じてしまったことは、現場に物すごい負担が大きかった。ただ、国の誤りは地方自治体に大きな影響を及ぼすことになりましたので、是非把握をいただいて、改善をしていただきたいと思えます。

行政運営の適正性確保についてですけども、国会で取り上げられている事案についても、政府が説明責任を果たしているか、この委員会が行政監視的な視点から検証し、重層的、多面的に議論を深めていくことも行政の適正性を確保するためには、必要だと思います。プロセスの検証に当たっては、政府が保存している行政文書が重要な手掛かりとなります。

公文書管理法第四条の本文、本文では、行政文書の作成につきどのように定めていますでしょうか、内閣府副大臣に伺います。本文のみで結構です。

○副大臣（大塚拓君） 公文書管理法第四条におきましては、これは、行政機関の活動について国民への説明責任を全うするという第一条の目的を

達成するために、意思決定過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け又は検証できるように文書を作成しなければならないと定めております。

○吉川沙織君 四条を伺いましたけれども、「当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう」、「ここを読み飛ばしておられると思うんですが、「処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、」ということ結構ですね。

○副大臣（大塚拓君） はい、そのように認識をしておりますが、四条ですね……（発言する者あり）はい、そうです。御指摘のとおりでございます。

○吉川沙織君 公文書管理法は、行政文書の保存に関し、「保存期間の満了する日までの間、その内容、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならない。」としています。

行政文書の管理に関するガイドラインでは、保存期間の設定に関し、原則をどのように定めているのか、内閣府副大臣に伺います。行政文書の管理に関するガイドラインの方で結構です。

○副大臣（大塚拓君） ガイドラインについては、お問合せがありますが、公文書管理法においては、

行政機関の活動について国民への説明責任を全うするという目的の下、所管業務についての責任を負う立場にある個々の行政機関において行政文書の保存期間を設定することとしております。

その保存期間の設定については、行政文書の管理に関するガイドラインにおいて、歴史公文書等に該当する行政文書は一年以上、該当しないものであっても、意思決定過程や事務及び事業の実績の合理的な跡付けや検証に必要となる行政文書については原則として一年以上の保存期間を定めることとされております。

あわせまして、保存期間を一年未満に設定可能な行政文書の類型を列挙しているところをごいまして、このガイドラインを踏まえて個々の行政機関において行政文書の管理に関する定めが規定され、同規定に基づいて文書管理が行われているものと考えております。

○吉川沙織君 両方、公文書管理法第四条と今の行政文書の管理に関するガイドラインで共通する内容というのは、意思決定過程や事務及び事業の実績の合理的な跡付けや検証に必要となる行政文書については原則として一年以上の保存期間を定めるとされています。

昨今、国会で再三取り上げられている事案に桜を見る会があります。招待者選考の在り方、予算額と実際の執行額の乖離などについて残念ながら

疑義が生じており、行政文書等を手掛かりとして意思決定過程や実績を検証し、行政運営の適正性を確保することが求められるのではないかと申し上げます。

桜を見る会に関する意思決定過程や実績の合理的な跡付けや検証を行う前提として、桜を見る会についての意思決定はどこで行っているのでしょうか。桜を見る会の責任者である内閣官房長官にお伺いいたします。

○国務大臣(菅義偉君) 内閣官房では、公文書管理法に基づいて、行政文書の管理に関するガイドラインを踏まえて内閣官房行政文書管理規則をこれ定めておりまして、同規則に基づいて適切に行政文書の管理を行っております。

行政文書の保存期間については、内閣官房の具体的な事務の性質や内容に応じて、各部署に置かれた文書管理者がそれぞれの保存期間表を定め、保存期間を適切に設定をいたしております。

引き続き、公文書管理法に基づいて適切に行政文書の管理を行っていきたいと思います。

○吉川沙織君 今お伺いいたしましたのは、桜を見る会の意味決定についてはどこで行っているのか。桜を見る会の責任者である官房長官、なぜこのお伺いを官房長官にさせていただいたかと申しますと、先週木曜日の参議院内閣委員会の長官の答弁で、私、この桜を見る会の責任者であります

と御答弁なさっておられます。と同時に、先週の参議院本会議と先週の参議院内閣委員会において、こういう答弁が官房長官だけでも十七回あったんです。どんな答弁かと申しますと、いただいた推薦を基に内閣官房及び内閣府において取りまとめを行ったものであります。いただいた推薦を基に内閣官房、内閣府において取りまとめを行っているところです。こういう答弁が、総理の答弁では六回、官房長官の答弁では十七回出てまいりました。

確かに、内閣官房及び内閣府で取りまとめを行ったのかもしれませんが、じゃ、意思決定はどこで行ったのでしょうか。官房長官、もう一度お願いいたします。

○国務大臣(菅義偉君) 桜を見る会というのは、昭和二十七年以来、内閣総理大臣が、各省庁からの意見等を踏まえ、各界において様々な功績、功労のあつた方々を幅広く招待をして、日頃の御労苦を慰労するとともに、親しく懇談される内閣の公的行事として開催をされております。

長年の慣行で官邸内や与党にも推薦依頼を行ってきたものであります。このような桜を見る会の趣旨を踏まえ、いただいた推薦を基に内閣官房及び内閣府で取りまとめを行っているところであります。

○吉川沙織君 今、昭和二十七年以来の趣旨と、

取りまとめが内閣官房及び内閣府で行っているということは今の答弁でも拝聴いたしましたので、理解を十分いたしました。

取りまとめを行っているのをどこかをお伺いしているのではなくて、意思決定はどこで行っているのでしょうか。内閣官房及び内閣府ということですのでよろしいでしょうか、それとも内閣官房だけででしょうか、内閣府だけででしょうか、教えてください。

○国務大臣（菅義偉君） 内閣官房及び内閣府で最終的には取りまとめを行っております。

○吉川沙織君 最終的に取りまとめを行っているという答弁も、実は、先週二十一日の内閣委員会、今最終的に決めるのはやはり内閣官房、内閣府、最後の取りまとめを行うのは内閣府、内閣官房で、そこで決定される、最終的にはそこで最終決定になるんだろうという、こういう御答弁、三回、官房長官なさっています。

意思決定は内閣官房及び内閣府、若しくはそれぞれ別か、意思決定はどこで行っているのでしょうか。

○国務大臣（菅義偉君） 最終的な意思決定といえば、それは私がこの責任者でありますから、そこであります。

○吉川沙織君 官房長官、ありがとうございます。取りまとめが意思決定でないことが分かりまし

たので、意思決定した場所に何らかの文書が残っていないとするならば、それは公文書管理法の趣旨に反することではないかと思っております。

桜を見る会についての意思決定を行い、開催に責任があるのは官房長官、内閣官房であるとすれば、桜を見る会に関する経緯も含めた意思決定に至る過程、実績を、先ほどから内閣府副大臣にも答弁いただきました、公文書管理法第四条、行政文書の管理に関するガイドラインにも明記されていますけれども、実績を合理的に跡付け又は検証することができよう行政文書を内閣官房ある

いは内閣府が作成し保存することが、公文書管理法、ガイドラインの趣旨に照らし必要ではないかと思えますが、内閣府副大臣が答弁できないんだ

つたら政府参考人でも結構です。

○副大臣（大塚拓君） 例えば意思決定とか後から検証することに必要なものとして保存されている文書は桜を見る会についてももちろんござい

まして、これは、開催に関わる決裁でありますとか、あるいは契約に関する文書、これ契約に関する文書は後々何か争いになったときなどにもしっかりと

検証されなければいけないものというところで、こうしたものについてはしっかりと五年の保存ということがされているわけでございます。

したがって、公文書管理法の趣旨に沿って必要なものについてはしっかりと保存がされているとい

うことでございます。

○吉川沙織君 では、保存、一部というか、されているということでしたので、経緯も含めた意思決定に至る過程、実績を合理的に跡付け又は検証することができよう文書として、今副大臣から答弁ありましたけれども、内閣官房、内閣府は、今は保存されている契約書とか経緯に関する文書とか関係業者の関係残っているとおっしゃいましたけれども、どんな文書が、じゃ、保存されているのでしょうか。副大臣駄目だったら政府参考人で結構です。

○副大臣（大塚拓君） 現在手元で把握しているところにおきましては、開催に関わる決裁と契約に関する文書ということになっております。

○吉川沙織君 それ以外のものは、例えば名簿、名簿なんかはもう破棄されたということが何度も何度も残念ながら答弁されていますけれども、じゃ、どうやって検証をしていくんでしょうか。

○政府参考人（大西証史君） 委員お尋ねの中で、例えば、一つ御下問、御関心に当たる名簿の類いといったしましては、内閣官房内閣総務官室から総理、官房長官、副総理、官房副長官のところから推薦をお願いをし、具体的にはそれは各先生方の事務室長ということになりますけれども、そちらから御推薦を上げていただきましたものということになっていこうかと思えます。

事務的にそういうことで推薦依頼を行っているわけですが、いただいた推薦を基に内閣官房、内閣府におきまして取りまとめを行っているという次第でございます。

これにつきましては、一年未満の保存期間というところで文書管理規定上、整理、位置付けをさせていただいております、使用目的終了次第廃棄をさせていただいているところでございます。

○吉川沙織君 桜を見る会は、十一月二十日の参議院本会議で総理がこう答弁されています。今も官房長官からも答弁ございましたけれども、昭和二十七年以来、内閣総理大臣が、各省庁からの意見を踏まえ、各界において功績、功労のあった方々などを幅広く招待し、日頃の御労苦を慰労するとともに、親しく懇談する内閣の公的行事として開催するものとされています。

慰労し、親しく懇談する相手、すなわち功績、功績があつたとして招待される方々というのはこの行事において一番の肝となる要素であり、招待者なくしては桜を見る会は成立しません。また、どのような方が参加されたのか後でさっぱり分からなければ、功績、功労があつた方々の日頃の御労苦を慰労できたかどうか、跡付け、合理的な実績の検証、できません。

このような観点から国会でも招待者名簿の管理状況が取り上げられている状況にあり、招待者の

名簿については、行政文書管理規則により、日常的な業務連絡、日程表に該当する文書と整理し、保存期間を一年未満としており、使用目的を終え、速やかに廃棄している旨、今も内閣審議官から答弁ありましたけれども、繰り返されています。

先ほど、総務大臣の報告の中で、一回目のフォローアップ、二回目の見通しどうですかと伺ったときにおっしゃいましたけれども、総務省の平成二十九年九月の勧告の後に、内閣府に公文書監察室というのができました。その公文書監察室が、今年四月二十三日に行われた公文書管理委員会の資料として、行政文書の管理に係る取組の実態把握調査の結果についてというのを資料として出しています。これ、定型的、日常的な行政文書であっても、事務及び事業の実績の合理的な跡付け、検証に必要であれば、一年以上保存であることに留意する必要があると明記しています。

この考え方を踏まえると、今回の招待者名簿は一年以上保存すべき文書であり、保存期間一年未満文書と整理して今年度分まで廃棄してしまつたことは、公文書管理法の趣旨及び行政文書の管理に関するガイドラインの趣旨に大きく反するものではないかと思うんですが、いかがでしょうか。答弁できる方、お願いします。

○副大臣（大塚拓君） いずれにいたしましても、今回の御指摘の名簿については、桜を見る会の事

務を執り行うために必要な資料ということで保存しておりまして、その桜を見る会の終了をもって使用目的を終えるということのほか、大量の個人情報を含む情報でございますので、この文書を適切に管理していかねばならないということになってまいりますので、保存期間一年未満の文書として終了後遅滞なく廃棄する取扱いとしているわけでありまして、その根拠となりますのは、先ほど御質問もありました行政文書の管理に関するガイドラインでございます。これの具体的な七類型挙げているうちに、保存期間表において保存期間を一年未満と設定することが適当なものとして業務単位で具体的に定められた文書ということに該当するわけでございます。これ、事前に決めた上でホームページ等でも公表されているものでございます。

この類型、この文書については一年未満で廃棄するものということをちゃんと公文書管理法そしてガイドラインのつとめて事務的に処理をしているというものでございますので、その点御理解をいただければと、このように思っているところでございます。

○吉川沙織君 今、七類型についておっしゃいました。私、これ引用して今質問したので、趣旨に応じた答弁、是非いただきたいんですけども、整理に関するルール、これ、公文書監察室が七類

型出していて、今回の招待者名簿に関しては二類型目の定型的、日常的な業務連絡、日程表等に分類するから廃棄した、一年未満に分類したとしていますが、一方で、この公文書監察室が出している考え方をみると、そういったものであったとしても、事務及び事業の実績の合理的な跡付け、検証に必要であれば一年以上保存しなければならなかったのではないかと、こういう疑問に立って、行政監視的な観点から淡々と質問をさせていただきます。

都合が悪い文書を一年未満にして廃棄しているとの疑義は残念ながら払拭できないのではないかと思います。次に、実際の予算執行プロセスの適正性の確保から議論したいと思います。

公共調達については、防衛施設庁の官製談合等行政機関における公益法人等との不適切な契約が問題となったことを契機に、当時の谷垣財務大臣から各省各庁の長宛てに、平成十八年八月二十五日、「公共調達の適正化について」、財計第二〇一七号と題する通知が出されています。

この文書で示されているように、公共調達については、競争性及び透明性を確保することが必要であり、いやしくも国民から不適切な調達を行っているのではないかとの疑念を抱かれるようなことがあってはなりません。公共調達に関しては、国の法令上の契約方式としては、一般競争契約、

指名競争契約、随意契約の三つがありますが、一般競争が原則とされており、法令上の適用理由に該当する場合だけ、例外として指名競争又は随契が許されるとされています。

では、「公共調達の適正化について」で示されている競争入札に付する競争参加資格の留意事項について財務副大臣に伺います。

○副大臣（藤川政人君） 委員の質問にお答えいたします。

平成十八年に財務大臣より発出されました「公共調達の適正化について」と題する通知におきましては、競争参加資格を設定する場合は、一つ、契約担当官等が具体個別の契約の実態に即して定める競争参加資格は、競争を適正かつ合理的に行うために必要な限度において設定されるものであること、一つ、仕様書は、競争を事実上制限するような内容としてはならないことに留意しなければならぬこととされており。

○吉川沙織君 今副大臣からも御答弁いただきましたけれども、一般競争により契約が行われる場合、競争参加資格の設定、仕様書の内容において競争性が確保されるものでなければなりません。契約金額が年を追うごとに増加しているにもかかわらず長期間にわたって同じ業者が相手方というような契約が行われている場合、競争性が確保されたかどうか疑わしいです。

会計法第二十九条の三第四項では、契約の性質又は目的が競争を許さない場合は随意契約を認めるとしていますが、この契約の性質又は目的が競争を許さない場合は具体的にどのような場合でしょうか。端的にお答えいただければ有り難いです。

○副大臣（藤川政人君） 許さない場合につきましては、契約の目的が特定の者でなければ納入することができないもの、契約上特殊の物品又は特別の目的があるため買入れ先が特定され、また、特殊の技術を必要とするとき、三つ、契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は性質のものであるとき、四つ、競争に付するときは、国において特に必要とする物件を得ることができないときが該当すると考えております。

○吉川沙織君 今の財務副大臣の御答弁踏まえるならば、代替が利かなくかいうと、まあ飲食物の提供業務なんかは、代替たくさん利くものから、本来であれば随契というのはおかしいということになります。

会計検査院が平成十九年十月に公表した「各府省等が締結している随意契約に関する会計検査の結果についての報告書（要旨）」では、「検査の結果に対する所見」として十二ページにこう書いてあります。「やむを得ず随意契約によらざるを得ないとき、特に「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」という理由を適用する場合には、他



に履行可能な者がいないかの把握等を厳格に行う。」ことに留意することとされています。

この指摘を踏まえれば、随意契約が行われている場合には、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するのか、他に履行可能な者が本当にいないのか説明を尽くすことが政府には求められると思います。

ここで、会計検査院に伺います。

一般論として、公共調達に関して過去の一般競争契約あるいは随意契約に係る仕様書、見積書等の一般的な書類、保存していますか。

○説明員（三田啓君） 会計検査院は、計算証明規則等に基づき各府省庁等から提出された関係書類につきまして、文書管理に係る規程に従い適切に保存しております。

○吉川沙織君 関係書類が適切に保存されているならば、例えばですけれども、過去の桜を見る会開催に係る公共調達、公共調達に限ったのみで結構ですが、公共調達の契約に関し検査が可能か可能でないかといえどどちらでしょうか。

○説明員（三田啓君） 必要な書類を保管してございます上に実地検査もしてまいりますので、検査は可能でございます。

○吉川沙織君 今年度の桜を見る会の関係支出に関し、会計検査院は内閣府に対して会計実地検査を行いましたか。

○説明員（三田啓君） 個別具体的な事案に係る

会計実地検査の有無につきましてお答えすることは困難でございますが、会計検査院は、会計検査院法第二十条に基づき内閣府を含む国の会計経理について常時検査を行っており、毎年内閣府に対する会計実地検査を実施しているところでございます。

○吉川沙織君 内容についてお答えいただけないということは重々承知の上で問いを立てたわけですが、これだけ国あるいは報道で取り上げられていることを踏まえて、重点的に検査すべき課題の一つではないかと思っています。

内閣府は、公共調達の適正化について、平成三十年桜を見る会における飲食物の提供業務で、随契にすることとした会計法令の根拠条文及び理由、これ公表されているのを拝見したんですけれども、「会計法第二十九条の三第十八項に該当するため」と書いてあるんですが、会計法第二十九条の三、第五項までしかありません。こんな記載も後で直しておいただけじゃないかと思うので、是非、多分コピー・アンド・ペーストしてずうっとその数字が増えたんじゃないかと思うので、そういうのもちょっと直していただければと思うんですけれども、どっちにしても、桜を見る会の招待者の選定、予算執行の実態については長年の慣行として惰性で処理されてきたものかもし

れません。

ただ、今、国会で取り上げられているような事態が継続的に起きていけば、不適切な予算設定や招待者の選考の在り方に疑問を持つ国家公務員の方も、職員の方もいらっしやったのではないのでしょうか。総理や官邸をおもんばかる余り声を上げることができなかったとすれば、大変憂慮すべき事態だと私は思います。

国を、国家を、国民の生活を良くしようと思う高い志と誇りを持って働く公務員の皆さんに、この参議院議員として十二年間、数多く接してまいりました。しかしながら、行政活動の目的達成のため公務員が職務に取り組む中で、全体としてそもそも目的よりもそんなく的な要因が力を持って行政は残念ながらゆがめられてしまっています。

行政活動の目的、活動の内容とプロセス、その効果を立法府たるこの国会で検証することで、総務省行政評価局による調査や会計検査院の検査の実施など、行政の自浄作用を総体的に私たち立法府が後押ししていくことも行政監視機能の主翼たる本行政監視委員会が担うべき機能であるということをお願いしまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。